

すべてのM I C争議を勝利させる決議

政府の国家戦略会議フロンティア分科会は、8月6日に「雇用の基本は有期雇用」という雇用政策を野田首相に提言した。これは、1995年、日経連（当時）の「新時代の『日本的経営』」に端を発し、その後の労働者派遣法など数々の労働法制の改悪により、日本のすべての労働者を「低賃金で不安定な非正規労働者」に置き換え、大企業と資本家の利益を確保してきた路線をより明確化するものにほかならない。

私たちは、こうした政府の大企業べったりの雇用政策に異議を唱え、企業の利益追求のための解雇や労働条件切り下げなどの「合理化」と闘う仲間を支援し、ともにたたかってきた。

そしてこの一年、大阪シンフォニカー争議（音楽ユニオン）、C&S・日本ファンド争議（出版労連）、衛星チャンネル争議（民放労連）、技報堂争議（全印総連）などの争議を解決してきた。

一方、こうした労使紛争を解決するために、憲法・労働法に基づき公正な判断をするべき裁判所が、不当判決連発している実態がある。派遣労働者の権利を一切否定した「パナソニックPDP事件最高裁逆転判決（2009.12.18）」は、偽装請負、違法派遣という劣悪な雇用環境と闘う非正規労働者の切実な願いを打ち砕き、その後の全国の裁判所の判断を萎縮させた。最近でも、正規労働者への退職強要を認めた「日本IBM事件東京地裁判決（2011.12.28）」、解雇権乱用法理として確立している整理解雇の四要件をかなぐり捨てた「JAL運航乗務員解雇事件東京地裁判決（2012.3.29）」、「JAL客室乗務員解雇事件東京地裁判決（2012.3.30）」、期間労働者を景気変動の調整弁とした「いすゞ事件東京地裁判決（2012.4.16）」、「ホンダ事件東京地裁判決（2012.4.16）」などの不当判決が続いている。私たちはこうした司法の反動化を許さず、政府に対し、雇用の安定を図るために、労働法制の有効改正を求める。

M I Cに結集する9単産は、春闘と秋年末闘争の争議支援総行動で個別企業を社会的に包囲し、夜の銀座デモで世論に訴え、争議支援望年パーティーで争議団との連帯と団結を深めてきた。

新聞労連のブルームバーグ、宮古毎日新聞、外国特派員協会、日刊建設新聞。全印総連のDNPファイン、三晃印刷、毎日新聞販売店問題、アド日報。民放労連の茨城放送、TNCプロジェクト、読売テレビ、和歌山放送。出版労連の廣川書店、中山書店。映演共闘のUIP映画、パラマウントジャパン、京阪商会。映演労連のラピュタ、スタジオイースター。音楽家ユニオンの新国立劇場。今、闘っている仲間たちの争議を早期に解決するため、M I Cに結集する仲間の英知を争議支援に集中させよう。以上、決議する。

2012年9月29日

日本マスコミ文化情報労組会議 第51回定期総会